

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鶴田町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

鶴田町長

## 公表日

令和6年3月22日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>鶴田町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li><li>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</li><li>・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li><li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li><li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li><li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li></ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険(税)システム</li><li>2. 国民健康保険(資格)システム</li><li>3. 国民健康保険(給付)システム</li><li>4. 収納消込／滞納管理システム</li><li>5. 団体内統合宛名システム</li><li>6. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</li></ol>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</li> <li>: 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</li> </ul> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>: 第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項</p> <p>※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</li> <li>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</li> <li>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</li> <li>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</li> <li>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</li> </ul> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)</p> <p>: 第20条、第25条、第26条</p> <p>※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	税務会計課 健康保険課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査
		[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I－1－② 事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、住民の異動届、就職・就職、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る軽減申請書等により、保険料の軽減を行う。</p> <p>銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</p> <p>世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</p> <p>世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</p> <p>被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p>	<p>鶴田町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</li> <li>・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、鶴田町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号		
平成27年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	:第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) :第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) :第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項) :第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) :第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I－4－② 法令上の根拠	:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項 ※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 ※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。 ※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。 ※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。		
平成27年9月18日	I－4－② 法令上の根拠	—	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条、第25条、第26条 ※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定		
平成27年9月18日	I－7 請求先	鶴田町 総務課 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200 -1 0173-22-2111	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200 -1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp		
平成27年9月18日	I－8 連絡先	鶴田町 総務課 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200 -1 0173-22-2111	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200 -1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月18日	I-5-② 所属長	健康保険課長 泉淳一	健康保険課長 一戸雅人		
平成29年7月14日	I-5-② 所属長	税務会計課長 山本栄 健康保険課長 一戸雅人	税務会計課長 渋谷寿 健康保険課長 太田勉	事後	
平成29年7月14日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:keiichi_narita@town.tsuruta.aomori.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	事後	
平成29年7月14日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月14日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成31年4月12日	I-5-② 所属長の役職名	税務会計課長 渋谷寿 健康保険課長 太田勉	課長	事後	様式の変更による修正
平成31年4月12日	VI-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-2 特定個人情報の入手	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-3 特定個人情報の使用	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-5 特定個人情報の提供・移転	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	入手:特に力を入れている 提供:特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-7 特定個人情報の保管・消去	-	特に力を入れている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	VI-8 監査	-	自己点検、内部監査	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月12日	VI-9 従業員に対する教育・啓発	-	特に力を入れて行っている	事後	様式の変更による追加
平成31年4月12日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月12日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年11月25日	I-7 請求先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	I-8 連絡先	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:kosuke_hanada@town.tsuruta.lg.jp	〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 鶴田町役場 総務課 電話:0173-22-2111 フax:0173-22-6007 E-mail:zaisei@town.tsuruta.lg.jp	事前	
令和2年11月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和2年11月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	II-2 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年3月22日	II-1 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月22日	II-2 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	